

「携帯電話の料金その他の提供条件に関する  
タスクフォース」取りまとめ  
及び総務省の取組方針について

---

平成27年12月24日  
事務局

## ICTサービス安心・安全研究会

## 携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォースについて

## 趣旨

近年のスマートフォンの普及等に伴い、家計支出に占める携帯電話の通信料の負担は年々増大している。本タスクフォースでは、利用者にとって、より低廉で利用しやすい携帯電話の通信料金を実現するための方策を検討する。

## 検討事項

- (1) 利用者のニーズや利用実態を踏まえた料金体系
- (2) 端末価格からサービス・料金を中心とした競争への転換
- (3) MVNOサービスの低廉化・多様化を通じた競争促進 等

## 開催実績・スケジュール

- 10月19日 第1回会合(現状と課題について意見交換)  
 10月26日 第2回会合(事業者、消費者団体からのヒアリング)  
 11月16日 第3回会合(事業者、販売代理店の団体からの非公開ヒアリング)  
 11月26日 第4回会合(論点整理)  
 12月16日 第5回会合(取りまとめ)

## 構成員

|      |       |                          |       |                          |
|------|-------|--------------------------|-------|--------------------------|
| 主査   | 新美 育文 | 明治大学法学部教授                | 長田 三紀 | 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長        |
| 主査代理 | 平野 晋  | 中央大学総合政策学部教授             | 舟田 正之 | 立教大学名誉教授                 |
|      | 相田 仁  | 東京大学大学院工学系研究科教授          | 森 亮二  | 弁護士                      |
|      | 北 俊一  | 株式会社野村総合研究所<br>上席コンサルタント |       | (敬称略、主査・主査代理を除き50音順、全7名) |

携帯電話の料金その他の提供条件に関する  
タスクフォース  
取りまとめ

平成27年12月16日

## 現 状

- 大手携帯電話事業者のスマートフォンのデータ通信については、2014年6月以降、多段階のプランが新たに導入され、各社2GBからの設定となっている。
- 契約データ量は7GBの利用者が最も多い一方、実際のデータ通信量が1GB未満の利用者も多く存在。ただし、利用者のデータ通信量は全体としては増加傾向にあり、月々のデータ通信量にも変動がある。
- 大手携帯電話事業者は、本年9月にスマートフォン向けに基本料が1,700円のプランを新たに発表した。データ通信量が2GB等が選択できず、最も低廉な場合でも6,200円(税抜き)からとなっている(ワイモバイルを除く)。
- 大手携帯電話事業者は、スマートフォン向けの少ないデータ容量プランとして、5,000円以下の料金プランを提供しているが、年齢層や対象機種が限定されている。
- スマートフォンの音声及びデータの組合せプランでの国際比較では、諸外国のSIMのみプランに比べて、少ないデータ容量については日本の方が高くなっている。
- 日本のスマートフォン個人保有率は概ね50%であり、7割を超える諸外国と比べて低くなっている。また、世帯保有率の伸びが鈍化している。

## 論 点

- 大手携帯電話事業者の現在のスマートフォン向けの料金は、ライトユーザにとって割高なものとなっていないか。
- スマートフォンのライトユーザ向けプランは年齢層や対象機種が限定されているが、スマートフォンのライトユーザ向けの料金プランの在り方について、どう考えるか。
- IoT時代に向けた国民の生活インフラとしてスマートフォンを普及させるため、どのような料金プランが必要か。

## 主な意見

- 消費者が自分の利用状況に応じた選択ができるような料金プランの設定が必要。
  - 端末の販売方法の是正の結果が、ライトユーザや長期ユーザに見合った料金プランの提供に反映されることが重要。
  - 料金は自由化しており、行政が具体的にどうするかを指示するのは望ましくない。シンプルで分かりやすいプランとし、利用者が選択しやすくなるのが重要。
- 

## 方向性

- (1) IoT時代の生活インフラであるスマートフォンの更なる普及を図るため、対象年齢や機種を限定して提供されている5,000円以下のライトユーザ向けプランの価格帯も参考に、年齢や機種を限定せずライトユーザも利用しやすいスマートフォンの料金プランの提供を検討すべき。
- (2) 高額な端末購入補助に伴う利用者間の不公平の是正のため、端末購入補助を受けないスマートフォンの長期利用者等の負担の軽減になるような料金プラン等の提供を検討すべき。
- (3) (1)(2)を実現する負担を軽減するための多様な料金プラン等の内容は事業者委ねるべきであるが、以下のような様々な方策が考えられる。
  - (1)の例としては、
    - ① より少ないデータ通信容量プランの創設
    - ② 低廉な国内通話かけ放題プランと少ないデータ通信プランの組合せの柔軟化
    - ③ 低容量のデータ通信プランの低廉化また、(2)の例としては、
  - ④ 端末購入補助がない代わりに低廉なプラン(SIMのみ契約等)
  - ⑤ 端末を買い換えない長期利用者に対する料金割引の提供
- (4) 事業者の提供する料金プラン等が利用者の利用実態に合致し、不公平の是正となるものであるかについて、総務省において、事業者に報告を求めて、事後的に検証すべき。

## 現 状

- フィーチャーフォン時代には、携帯電話事業者がメーカーに自社向けの独自端末を開発させており、それを一定量まとめて買い取ることで、メーカーがその端末を開発するインセンティブを確保してきたという構造にあった。スマートフォン時代になって各社がほぼ同じ端末を販売するようになり、その構造が変わりつつある。
- 端末を購入する利用者に対し、大手携帯電話事業者は通信料金の割引、端末購入代金の補助、販売奨励金等を原資とした端末価格の値引きやキャッシュバック(端末購入補助)を行っている。特にMNPによる契約者に対する端末購入補助は高額なものとなっており、端末価格を上回っている場合もある。
- 大手携帯電話事業者は、長期利用者に対しては契約期間に応じた割引を提供しているが、端末購入補助と比較すると、少ないものとなっている。
- 端末販売台数に占めるSIMロックフリー端末の割合が1割以上となっており、本年11月からは対象端末のSIMロック解除が開始され、今後、大手携帯電話事業者と通信サービス契約をする際に携帯電話端末を購入をしない者の増加が見込まれる。
- MVNOからは、大手携帯電話事業者の過度の販売奨励金等がMVNOの市場参入を困難なものにするとの指摘がある。
- 諸外国では、日本のような端末価格を上回る端末購入補助は、見当たらない。
- 端末価格と通信料金の具体的な負担額や、通信サービス契約を解除した場合に端末に関して解除料などの負担が発生することが、十分に認識されていないケースが生じている。

## 論 点

### ②－1(総論)

- 端末を購入した者が、端末を購入しない者よりも低い負担となる場合もある端末購入補助の現状は、日本独自のものであり、端末を買い換えない長期利用者や、端末を購入せずに通信サービス契約だけを行う利用者にとって、著しく不公平なものとなっているのではないか。

### ②－2(適正化のための取組)

- 端末購入補助について、大手携帯電話事業者において行き過ぎは是正すべきとの認識が共有されている。一方、事業者間の競争がある中、その適正化を実現するため、事業者団体による取組、行政からの働きかけによる取組について、どう考えるか。また、その際に、価格カルテルや再販売価格の拘束との関係について、どう考えるか。

### ②－3(MNPへの影響)

- 端末購入補助の行き過ぎの是正により、MNPによる顧客獲得競争が弱まるおそれがあることについて、どう考えるか。

### ②－4(型落ち端末の取扱い)

- 発売から期間が経過した「型落ち端末」に対する端末購入補助について、どう考えるか。

### ②－5(利用者への透明性確保)

- 端末の価格や通信サービス契約を解約した際の負担について、利用者が理解して契約できるような方策について、どう考えるか。

## 主な意見(1)

### ②-1(総論)

- 大手携帯電話事業者が多額の販売奨励金を出して端末を安く提供することが、規模や財力の面でそのようなことができないMVNOの普及の妨げになっているのではないか。
- 端末と通信契約の一体的販売は、端末購入者には高額な割引があり、購入しない者にはないため、著しく不公平であることに加え、MVNOにとって競争上の不利になっており問題。
- MNPをして端末を購入する者と、既存の利用者で機種変更する者の間で、著しい不公平があるのは問題。
- 海外の事例では、端末の初期費用と通信料金が連動して、安く端末を買う利用者は高い通信料金を支払っているものや、端末は端末、通信プランは通信プランとなっているものもあり日本より公平。
- 販売奨励金の行き過ぎたところを是正し、その削減分をライトユーザに充当するようなことが、事業者において自主的にできれば良い。

### ②-2(適正化のための取組)

- 料金について、これまでの規制緩和の流れもあり、今回新たに規制を入れると言うことは良くない。MVNOを中心とした競争促進を図っていくことが大事ではないか。
- 販売奨励金そのものに規制をかけるのは難しい。
- 通信料金の割引などの見直しを、事業者団体が行うと、独禁法上のカルテルに当たり問題。行政の働きかけを受け、個々の事業者が自主的に判断すれば問題ない。
- 独占禁止法や予見可能性の観点から、行政がどのように事業者に働きかけるのかも論点。

## 主な意見(2)

### ②-3(MNPへの影響)

- 行き過ぎたMNPによる顧客獲得競争を弱め、「端末価格からサービス・料金を中心とした競争」を目指すべき。

### ②-4(型落ち端末の取扱い)

- 型落ち端末に対する補助の論点は大きな問題。通常の端末と同じでなければならぬとする古い端末が売れなくなり、代理店は大手携帯電話事業者から買えないし、大手携帯電話事業者はメーカーから買えなくなってしまう。

### ②-5(利用者への透明性確保)

- 料金プランの透明化が、端末価格へのキャッシュバック競争からサービス料金競争への環境整備として欠かせない。

### ②-6(その他)

- 2年間の期間拘束契約で自動更新しないものができれば、著しい端末購入補助はできなくなるのではないかと。



## 方向性

- (1) スマートフォンを「実質0円」にするような高額な端末購入補助は著しく不公平であり、MVNOの参入を阻害するおそれがあるため、不公平を是正する方向で補助を適正化する一方、端末購入補助を受けない利用者の通信料金の負担の軽減に取り組むべき。
- (2) 行き過ぎた端末購入補助の適正化については、例えば、MNPをして端末購入する者と新規契約・機種変更する者との間で著しい差があることや、料金プランによらずに一定額の端末購入補助となっていること等を見直すことが考えられる。
- (3) 発売から期間が経過した「型落ち端末」などについて、端末購入補助の適正化の取組の対象とすることは、端末の流通に与える影響が大きいと考えられるため、その扱いについて配慮をすべき。
- (4) 端末購入補助の見直しについては、一定のルールに沿った事業者の取組を促す必要があることから、事業者間のカルテルや再販価格拘束を誘発しないよう留意しつつ、総務省において、ガイドラインの策定を検討すべき。
- (5) 端末購入補助の見直しについて実効性を確保するためにも、総務省が事業者の取組を検証できるよう、必要な措置を検討すべき。
- (6) 利用者がニーズに合わせて通信サービスと端末を自由に組み合わせ利用できるようにするため、2年間の期間拘束契約の見直しやSIMロック解除の着実な実施などによる、利用者の囲い込み施策の見直しを引き続き促していくべき。
- (7) 端末購入を条件とした通信サービスの料金割引や通信サービスを解約した際の端末に関する負担について、利用者が理解して契約できるよう、総務省において、ルールの整備などをすべき。

## 現状

- MVNOサービスの契約数は増加傾向にあるものの、普及は未だ一部の利用者層にとどまっている。
- MVNOは、接続料の低廉化を背景に、月1,000円台からの割安な料金を設定しており、認知度は大幅に上昇している。一方、MVNOを利用しない理由として、通信品質・サポート体制への不安を挙げる者が増加傾向にある。
- MVNOが独自にSIMを発行したり、音声サービスに係るコストを低廉化することを可能とする加入者管理機能の開放について、事業者間で協議が行われているものの、協議が長期化している。
- MVNOと携帯電話事業者の顧客システムのオンライン連携によるサービスの利便性向上が期待されている。

## 論点

### ③-1(接続料)

- MVNOの費用の相当部分を占める接続料の在り方について、どう考えるか。

### ③-2(MNOの機能開放等)

- MVNOの様々なサービスの多様化を可能とする加入者管理機能の開放について、どう考えるか。
- 新規加入・MNP等の受付処理をワンストップで実行可能とする、MVNOと携帯電話事業者の顧客システムのオンライン連携について、早期の実現を促すべきではないか。

## 主な意見

### ③-1(接続料)

- 接続料の水準については、高いという意見とそうでないという意見がある。

### ③-2(MNOの機能開放等)

- 加入者管理機能の開放を含め、MVNOが品質面でMNOと競争できる体制の推進が必要。

### ③-3(MVNOの事業展開)

- MVNOは、スーパーやコンビニと連携するなど、地方でも店舗を拡充することが望まれるのではないかと。
- MVNOが低料金で提供できるのは、MNOと同様のコストをかけていないことによるものだが、MVNOも厳しい競争に入っており、その中で利用者から選ばれるような戦略を考えていかなければいけない。

### ③-4(その他)

- 日本では、端末割引や買換え時の下取りにより、端末の中古市場が小さいが、中古市場が大きくなれば、MVNOも利用しやすくなる。



## 検討課題③ MVNOサービスの低廉化・多様化を通じた競争促進

### 方向性

- (1) 接続料については、改正電気通信事業法に基づき、その算定方法等を定める省令・ガイドラインの整備を着実に進め、引き続き、適正性・透明性の向上を図るべき。
- (2) MVNOのサービスの多様化を可能とする加入者管理機能について、ガイドライン上「開放を促進すべき機能」と位置づけることによって、事業者間の協議を加速すべき。
- (3) MVNOと携帯電話事業者の顧客管理システムのオンライン連携について、早期の実現を促すべき。
- (4) MVNOの更なる普及を図るためには、MVNO自身が、大手携帯電話事業者との差別化を図りつつ、より多くの利用者から選ばれるような戦略をとっていくことが望まれる。
- (5) 利用者の選択肢をさらに拡大する観点から、行き過ぎた端末購入補助の適正化と相まって、中古の端末市場の発展が望まれる。

## 1. スマートフォンの料金負担の軽減

- スマートフォンのライトユーザや端末購入に係る補助を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等により、利用者の料金負担を軽減(平成27年12月18日に要請)

## 2. 端末販売の適正化等

- MNP利用者等に対する行き過ぎた端末の値引き販売の見直し(平成27年12月18日に要請、年度内に電気通信事業法に基づくガイドラインを制定)
- 総務省において、見直し状況の報告を求めるとともに、店頭調査等を行い、必要に応じて更なる措置
- 通信料金と端末価格の内訳を利用者に分かりやすく説明(平成27年12月18日に要請、年度内にガイドラインを改正)
- 利用者が通信サービスと端末を自由に組み合わせて利用できるよう、SIMロック解除や「2年縛り」の見直しを引き続き推進等

## 3. MVNO※1のサービスの多様化を通じた料金競争の促進

- MVNOがより多様なサービスを提供することができるよう、加入者管理機能※2の開放に向けたMVNOと携帯電話事業者との協議を促進(年度内にガイドラインを改正)

※1 MVNO(Mobile Virtual Network Operator): 電波の割当てを受けた事業者から無線ネットワークを借りて独自のサービスを提供する事業者

※2 加入者管理機能: 携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約情報といったネットワーク制御に必要な情報を管理するデータベース

## スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に関する取組方針

平成 27 年 12 月 18 日

総 務 省

## 1 趣旨

あらゆるモノがネットワークを通じてつながる IoT 時代においては、スマートフォンが国民の生活インフラとして一層重要な役割を果たすことが期待され、その更なる普及を促進していく必要がある。

我が国におけるスマートフォンの保有率は、他の先進国に比べて低い水準にとどまっている。スマートフォンの更なる普及を促進するためには、携帯電話事業者の料金プランの多様化等により、データ通信量や通話時間が少ないライトユーザや端末購入に係る補助を受けない長期利用者等の料金負担の軽減を図る必要がある。

一方、近年、携帯電話事業者が販売する端末が共通化するとともに価格が高額となり、携帯電話番号ポータビリティ（以下「MNP」という。）等により端末を購入する利用者のための高額な端末購入補助（端末の購入を条件とした電気通信役務の料金の割引等の携帯電話事業者が利用者に対して提供する補助及び携帯電話事業者が端末の販売に応じて販売店に提供する金銭をいう。以下同じ。）が行われている。

スマートフォンの端末と通信契約の販売とが一体的に行われ、端末購入補助を通じた様々な割引や値引きが提供される結果、利用者にとっては端末価格や通信料金の負担について正確に理解することが困難になっている。

高額な端末購入補助は、通信料金の高止まりの原因となるとの指摘があるとともに、端末購入補助を受けない利用者との公平性の観点や MVNO（電波の割当てを受けた事業者から無線ネットワークを借りてサービスを提供する事業者をいう。）の新規参入・成長を阻害する点からも問題があると考えられる。

また、低廉なサービスを提供している MVNO の利用が拡大すれば、料金値下げ競争が進むことが期待されるが、現時点では、MVNO の利用は一部の利用者層にとどまっており、MVNO のサービスの多様化等が課題となっている。

このため、総務省は、「ICT サービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの見直し・充実に関する WG 携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の取りまとめを踏まえ、今後実施する施策について、本取組方針を取りまとめた。

## 2 具体的施策

## (1) スマートフォンの料金負担の軽減

携帯電話事業者に対し、①スマートフォンのライトユーザや端末購入補助を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等により、利用者の料金負担の軽減を図ること、②これに基づく料金プランの導入等の取組状況につい

て、随時報告することを要請する。(本日付で要請)

## (2) 端末販売の適正化等

携帯電話事業者に対し、①通信サービスの契約と一体的に行われる端末の販売について、店頭において端末販売価格の値引きや月額通信料金割引等に関する利用者の理解を促すための措置を講ずること、②MNP利用者等に対する端末購入補助について、端末の価格に相当するような行き過ぎた額とならないよう、適正化に向け取り組むこと、③これらに基づく取組状況について報告することを要請する。(本日付で要請)

上記の要請に基づく端末販売の適正化の取組について、外部からの情報提供窓口を設置するとともに、店頭での実態調査を実施することにより、改善状況を把握し、必要に応じて更なる指導を行う。(来年2月以降実施)

端末購入補助の適正化に関する基本的な考え方(利用者間の不公平の是正についての方向性、発売から一定期間を経過した端末についての扱い等)や電気通信事業法第29条の規定の解釈・運用方針を示すガイドラインを策定する。(パブリックコメントを経て年度内に策定)

携帯電話事業者に対し、これまで報告を求めている販売奨励金の総額に加えて、端末購入を条件に端末購入代金を一括又は分割で補填する割引の総額について定期的に報告することを求めることとし、電気通信事業報告規則を改正する。(パブリックコメントを経て年度内に改正)

携帯電話事業者に対し、利用者に対して通信料金と端末価格の内訳を明確に書面で説明するよう代理店を指導・監督することを求めることとし、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を改正する。(パブリックコメントを経て年度内に改正)

利用者がニーズに合わせて通信サービスと端末を自由に組み合わせて利用できる環境を実現するため、「SIMロック解除に関するガイドライン」に基づくSIMロック解除を着実に推進するとともに、期間拘束・自動更新付契約の見直しを引き続き推進する。

## (3) MVNOのサービスの多様化を通じた料金競争の促進

携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況といったネットワーク制御に必要な情報を管理するデータベースである加入者管理機能をMVNOが保有するための加入者管理連携機能について、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」において「開放を促進すべき機能」に位置付け、MVNOと携帯電話事業者との間で行われている事業者間協議の更なる促進を図る。(現在パブリックコメントを実施中、年度内に改正)

総基料第 234 号  
平成 27 年 12 月 18 日

(別紙に掲げるあて先) 殿

総務大臣 山本 早苗

スマートフォンの料金及び端末販売に関して講ずべき措置について (要請)

総務省は、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG 携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の取りまとめを踏まえ、今後実施する施策について、「スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に関する取組方針」を策定し、本日、公表したところである。

ついては、当該取組方針を踏まえ、スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に資するため、貴社において、下記の措置を講ずるよう要請する。

#### 記

#### 1 スマートフォンの料金負担の軽減

スマートフォンについて、ライトユーザや端末購入補助を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等により、利用者の料金負担の軽減を図ること。

#### 2 スマートフォンの端末販売の適正化

- (1) 通信サービスの契約と一体的に行われるスマートフォン端末の販売について、店頭において端末販売価格の値引きや月額通信料金割引等に関する利用者の理解を促すための措置を講ずること。
- (2) 端末購入補助の適正化に関する基本的な考え方等を示すガイドラインの策定までの間も、MNP (携帯電話番号ポータビリティ) 利用者等に対する高額な端末購入補助について、端末の価格に相当するような行き過ぎた額とならないよう、適正化に取り組むこと。

#### 3 取組状況の報告

総務省に対し、1 及び 2 の取組状況について、以下のとおり書面により報告すること。

- (1) ライトユーザや端末購入補助を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等を行った場合、速やかにその内容を報告すること。
- (2) スマートフォンの端末販売の適正化について、平成 28 年 1 月末までに、当面の取組状況を報告すること。

以上

(別紙)

| あて先                           |
|-------------------------------|
| 株式会社NTTドコモ<br>代表取締役社長 加藤薫     |
| KDDI株式会社<br>代表取締役社長 田中孝司      |
| ソフトバンク株式会社<br>代表取締役社長兼CEO 宮内謙 |